

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年九月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十九号

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(建設事務所長への委任) 第十六条 (略) 一―五十九 (略) 六十 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号)附則第二条第二項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p>	<p>(建設事務所長への委任) 第十六条 (略) 一―五十九 (略) 六十 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号)附則第二条の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第四条第一項の規定による立入り (二) 第五条第一項の規定による土地の試掘等の許可及び意見を述べる機会の供与 (三) 第八条第一項本文の規定による宅地造成に関する工事の許可(造成面積が一万平方メートル未満のものに限る。) (四) 第八条第二項(第十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定による宅地造成に関する工事の不許可(造成面積が一万平方メートル未満のものに限る。) (五) 第八条第三項(第十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定による条件の付加(三)に規定する許可に係るものに限る。(八、九及び十において同じ。) (六) 第十条(第十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定による許可又は不許可の通知(三)に規定する許可又は(四)に規定する不許可に係るものに限る。 (七) 第十一条(第十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定による協議(造成面積が一万平方メートル未満のものに限る。) (八) 第十二条第一項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更の許可</p>

(一) 第十二条第一項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更の許可(変更後の造成面積が一万平方メートル未満のものに限る。)

- (二) 第十二条第二項の規定による軽微な変更の届出の受理(当該建設事務所の長が行った宅地造成に関する工事に係る許可に係るものに限る。(五)において同じ。)
- (三) 第十二条第三項において準用する第十条の規定による宅地造成に関する工事の変更の協議(変更後の造成面積が一万平方メートル未満のものに限る。)
- (四) 略
- 六十一 宅地造成等規制法施行細則等の一部を改正する規則(令和五年広島県規則第五十号) 附則第二項の規定により、なお従前の例によることとされる同規則による改正前の宅地造成等規制法施行細則(昭和三十八年広島県規則第二十三号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
 - (一)・(二) (略)
 - (三) 第七条の規定による工事中止等の届出の受理(当該建設事務所の長が行った宅地造成に関する工事に係る許可又は前号九に規定する届出に係るものに限る。)
 - (四) 略
- 六十一の二 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの(造成面積が五万平方メートル未満のものに限る。)
- (一) 第十二条第一項本文の規定による宅地造成等に関する工事の許可
- (二) 第十二条第三項(第十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定による条件の付加
- (三) 第十二条第四項(第十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定による関係市町長への通知(第十二条第四項後段(第十六条第三項において準用する場合を含む。))の規定による公表を除く。
- (四) 第十四条第二項(第十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の交付又は不許可の通知
- (五) 第十五条第一項(第十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定による協議
- (六) 第十六条第一項本文の規定による宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可
- (七) 第十六条第二項の規定による軽微な変更の届出の受付
- (八) 第十七条第一項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事完了の検査及び同条第二項の規定による検査済証の交付
- (九) 第十七条第四項の規定による土石の堆積に関する工事完了の確認及び同条第五項の規定による確認済証の交付

(九) 第十二条第二項の規定による軽微な変更の届出の受理

(十) 略

六十一 宅地造成等規制法施行細則(昭和三十八年広島県規則第二十三号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一)・(二) (略)

(三) 第七条の規定による工事中止等の届出の受理(第六十号(三)に規定する許可又は同号(五)に規定する届出に係るものに限る。)

(四) 略

- (十) 第十八条第一項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査及び同条第二項の規定による中間検査合格証の交付（第十五条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされる宅地造成又は特定盛土等に関する工事を除く。（十四において同じ。））
- (十一) 第十九条第一項の規定による宅地造成等に関する工事の定期報告の受付
- (十二) 第二十条第一項の規定による許可の取消し
- (十三) 第二十条第二項の規定による工事の施行の停止又は災害防止措置の命令及び同条第三項の規定による土地の使用の禁止等又は災害防止措置の命令
- (十四) 第二十条第四項の規定による工事の施行又は作業の停止の命令
- (十五) 第二十条第五項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置の執行（第二十条第五項後段（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告を除く。）
- (十六) 第二十条第六項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置の執行に要した費用の工事主等への負担の措置
- (十七) 第二十一条第一項の規定による工事の届出、同条第三項の規定による工事着手の届出及び同条第四項の規定による宅地又は農地等への転用の届出の受付
- (十八) 第二十一条第二項の規定による関係市町長への通知（同項の規定による公表を除く。）
- (十九) 第二十二条第二項の規定による災害防止措置の勧告
- (二十) 第二十三条第一項及び第二項の規定による改善命令
- (二十一) 第二十四条第一項の規定による立入検査
- (二十二) 第二十五条の規定による報告の徴取
- (二十三) 第三十条第一項本文の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可
- (二十四) 第三十条第三項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による条件の付加
- (二十五) 第三十条第四項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町長への通知（第三十条第四項後段（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表を除く。）
- (二十六) 第三十二条第二項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定

- による許可証の交付又は不許可の通知
- ㉔ 第三十四条第一項(第三十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による協議
- ㉕ 第三十五条第一項本文の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可
- ㉖ 第三十五条第二項の規定による軽微な変更の届出の受付
- ㉗ 第三十六条第一項の規定による特定盛土等に関する工事完了の検査及び同条第二項の規定による検査済証の交付
- ㉘ 第三十六条第四項の規定による土石の堆積に関する工事完了の確認及び同条第五項の規定による確認済証の交付
- ㉙ 第三十七条第一項の規定による特定盛土等に関する工事の中間検査及び同条第二項の規定による中間検査合格証の交付(第三十四条第二項の規定により第三十条第一項の許可を受けたものとみなされる特定盛土等に関する工事を除く。)
- ㉚ 第三十八条第一項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期報告の受付(第三十四条第二項の規定により第三十条第一項の許可を受けたものとみなされる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を除く。)
- ㉛ 第三十九条第一項の規定による許可の取消し
- ㉜ 第三十九条第二項の規定による工事の施行の停止又は災害防止措置の命令及び同条第三項の規定による土地の使用の禁止等又は災害防止措置の命令
- ㉝ 第三十九条第四項の規定による工事の施行又は作業の停止の命令
- ㉞ 第三十九条第五項(第四十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定による災害防止措置の執行(第三十九条第五項後段(第四十二条第三項において準用する場合を含む。))の規定による公告を除く。)
- ㉟ 第三十九条第六項(第四十二条第三項において準用する場合を含む。))の規定による災害防止措置の執行に要した費用の工事主等への負担の措置
- ㊱ 第四十条第一項の規定による工事の届出、同条第三項の規定による工事着手の届出及び同条第四項の規定による宅地又は農地等への転用の届出の受付
- ㊲ 第四十条第二項の規定による関係市町長への通知(同項の規定による公表を除く。)
- ㊳ 第四十一条第二項の規定による災害防止措置の勧告
- ㊴ 第四十二条第一項及び第二項の規定に

よる改善命令

Ⓔ 第四十三条第一項の規定による立入検査

Ⓕ 第四十四条の規定による報告の徴取
六十一の三 宅地造成及び特定盛土等規制法
施行細則(昭和三十八年広島県規則第二十三号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一) 第五条及び第十九条の規定による工事着手の届出の受付(前号(一)又は(三)に規定する許可に係るものに限る。)

(二) 第十条及び第二十四条の規定による変更の届出の受付(前号(七)又は(八)に規定する届出に係るものに限る。)

(三) 第十一条及び第二十五条の規定による工事の中止等の届出の受付(前号(一)若しくは(三)に規定する許可又は同号(七)又は(八)に規定する届出に係るものに限る。)

六十二―八十二 (略)
八十三 (略)

(一) (略)
(二) 第四条の二第二項第六号の規定による
がけ付近の建築物の建築認定

(三) (五) (略)
八十四―百九
百十 (略)

第一号四及び(五)、第二号(六)、(九)及び(十)、
第四号(一)、(八)から(出)まで、(七)、(八)、(三)、(四)
から(五)まで及び(六)(道路法第四十条第二項、
第四十四条第四項、第四十八条第二項、同
条第四項、第七十一条第一項及び同条第二
項に係るものに限る。)、第七号(九)から(出)
まで及び(七)、第十四号(一)、(三)、(十)及び(甲)、
第十五号(六)、第二十六号(五)、(七)、(八)及び(九)、
第三十四号(三)、(七)及び(八)、第四十号(四)、(出)、
(七)及び(七)、第四十六号(一)及び(四)から(六)まで、
第五十号(一)及び(五)、第五十二号(五)及び(七)、
第五十五号(七)、第五十六号(四)、第五十八号
(六)、第六十号(出)から(七)まで及び(七)、第六十
一号の(二)から(出)まで、(甲)、(四)から(五)まで
及び(六)、第六十二号(四)、第六十三号(四)、第
八十号(九)及び(九)、第八十五号(一)、(八)及び(九)、
第八十六号(六)、(十)、(七)、(三)、(四)、(五)、(六)及
び(七)(命令に係るものに限る。)、第八十七号(一)、第八十八
号(一)、(五)及び(八)
百十一 (略)

六十二―八十二 (略)
八十三 (略)

(一) (略)
(二) 第四条の二第二項第五号の規定による
がけ付近の建築物の建築認定

(三) (五) (略)
八十四―百九
百十 (略)

第一号四及び(五)、第二号(六)、(九)及び(十)、
第四号(一)、(八)から(出)まで、(七)、(八)、(三)、(四)
から(五)まで及び(六)(道路法第四十条第二項、
第四十四条第四項、第四十八条第二項、同
条第四項、第七十一条第一項及び同条第二
項に係るものに限る。)、第七号(九)から(出)
まで及び(七)、第十四号(一)、(三)、(十)及び(甲)、
第十五号(六)、第二十六号(五)、(七)、(八)及び(九)、
第三十四号(三)、(七)及び(八)、第四十号(四)、(出)、
(七)及び(七)、第四十六号(一)及び(四)から(六)まで、
第五十号(一)及び(五)、第五十二号(五)及び(七)、
第五十五号(七)、第五十六号(四)、第五十八号
(六)、第六十号(出)から(七)まで及び(七)、第六十
二号(四)、第六十三号(四)、第八十号(九)及び(九)、
第八十五号(一)、(八)及び(九)、第八十六号(六)、
(十)、(七)、(三)、(四)、(五)、(六)及び(七)(命令に係
るものに限る。)、第八十七号(一)、第九十
六号(三)及び(四)並びに第九十六号(一)、(五)及び(八)
百十一 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。